

平成18年分

# 所得税の確定申告の手引き

## 確定申告書 B



- この手引きは、確定申告書Bを使用する方のためのものです。
- 確定申告書Bは、所得の種類にかかわらず、どなたも使用できます。
- この手引きは、一般的な事項について説明しています。  
申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署や税務相談室におたずねください。
- 平成18年分の所得税の**申告と納税は、平成19年3月15日(木)まで**です。  
振替納税をご利用の方は、**平成19年4月×日(×)**が振替日です。

### 目次

1. 申告や納税について知っておきたいこと〔基礎知識〕	1
2. 申告手続きの流れ	5
3. 申告書の書き方	
申告書の記載例	7
step.1 ▶住所・氏名などを記入する	9
step.2 ▶収入金額等、▶所得金額を計算する	10
step.3 ▶所得から差し引かれる金額を計算する	15
step.4 ▶税金の計算をする	22
step.5 ▶その他、▶延納の届出、▶還付される税金の受取場所を記入する	25
step.6 ▶住民税、▶事業税に関する事項を記入する	26
4. 申告書に添付・提示する書類	29
5. 振替納税の新規(変更)申込み	30
6. 下書き用申告書	31

#### 国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

自宅や職場のパソコンで、確定申告書を作成できる「確定申告書等作成コーナー」や、税に関する簡易で定型的な解説を提供する「タックスアンサー」をご利用ください。

#### e-Tax ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

自宅やオフィスから、インターネットで申告や納税ができる「国税電子申告・納税システム (e-Tax)」を是非ご利用ください。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

※e-Taxのご利用には、事前に利用開始のための手続き等が必要です。



この社会あなたの税がいきている

18年9月7日

知っておきたいこと

確定申告の流れ

申告書の書き方

記載例

step.1

step.2

step.3

step.4

step.5

step.6

添付書類

振替納税申込書

下書き用申告書

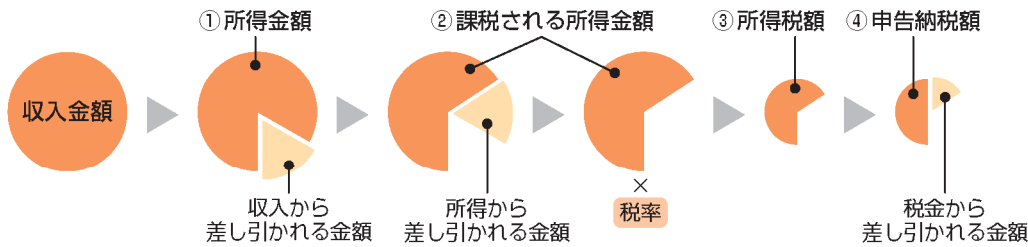
# 1. 申告や納税について知っておきたいこと〔基礎知識〕

## 1-1 所得税の確定申告とは

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、翌年2月16日から3月15日までの間に確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続きです。

## 1-2 所得税のしくみ

所得が1種類のみで納める税金が発生する場合の計算の流れは、次のようになります。



はじめに、「収入金額」から「収入から差し引かれる金額」を差し引いて、①「所得金額」を求めます。

次に、所得金額から「所得から差し引かれる金額」を差し引いて、②「課税される所得金額」を求め、これに税率を乗じて、③「所得税額」を求めます。

最後に、所得税額から「税金から差し引かれる金額」を差し引いた金額が、④「申告納税額」です。

## 1-3 所得の種類と課税方法

所得は、その発生形態などに応じて10種類に分類されます。また、それに応じて次の課税方法となります。

種類	概要	課税方法
事業所得 (営業等・農業)	商・工業や漁業、農業、自由業などの自営業から生ずる所得	総合
	事業規模で株式を譲渡したことによる所得や、事業規模で行う一定の先物取引に係る所得	申告分離
不動産所得	土地や建物、船舶や航空機などの貸付から生ずる所得	総合
利子所得	公社債や預貯金の利子などの所得	源泉分離
	日本国外にある銀行等に預けた預金の利息などの所得	総合
配当所得	法人から受け取る剰余金の配当、公募証券投資信託の収益の分配などの所得	総合
	特定目的信託の社債的受益証券の分配金などの所得	源泉分離
給与所得	俸給や給料、賃金、賞与、歳費などの所得	
雑所得	公的年金等 国民年金や厚生年金、公務員の共済年金などの公的年金等の所得	総合
	その他 原稿料や講演料、生命保険契約による年金など他の所得に当てはまらない所得 業(事業規模を除く)として株式等を譲渡したことによる所得や、業(事業規模を除く)として行う一定の先物取引に係る所得 公社債の償還差益のうち一定の割引債の償還差益などの所得	申告分離 源泉分離
譲渡所得	機械やゴルフ会員権などを譲渡したことによる所得	総合
	土地や建物、借地権、株式等を譲渡したことによる所得(事業所得、雑所得となるものを除く)	申告分離
	金投資(貯蓄)口座の所得	源泉分離
一時所得	生命保険契約等に基づく一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得	総合
	保険・共済期間が5年以下の一定の一時払養老保険と一時払損害保険の所得など	源泉分離
山林所得	山林(立木)を伐採して譲渡したことなどによる所得	
退職所得	退職金、一時恩給、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法による一時払いの老齢給付金などの所得	申告分離

### ◆用語の解説

**「予定納税」とは、**前年の所得などをもとにして計算した予定納税基準額が15万円以上の場合に、その年の所得税の一部をあらかじめ納付する制度です。

**「収入金額」とは、**次のものなどをいいます。

- 物品の販売業の場合には、売上・雑収入など
- 不動産の貸付の場合には、家賃・地代など
- 給与所得者の場合には、給料など
- 生命保険契約等に基づき支払いを受けた一時金

**「収入から差し引かれる金額」とは、**次のものなどをいいます。

- 必要経費(事業所得などの場合)
- 給与所得控除
- 支払いを受けた一時金に対して支払った保険料又は掛金

**「所得から差し引かれる金額」**  
➔ p.15

**「税金から差し引かれる金額」**  
➔ p.22

**「税率」は、**10%から37%の4段階に区分されています。  
➔ p.22

### 総合：総合課税

確定申告により、他の所得と合算して所得税の金額を計算する制度です。

### 申告分離：申告分離課税

確定申告により、他の所得と分離して所得税の金額を計算する制度です。

### 源泉分離：源泉分離課税

他の所得とは関係なく、所得を受け取る時に一定の税額が源泉徴収され、それですべての納税が完結する制度です。

※「一定の先物取引に係る所得」とは、商品先物取引又は有価証券先物取引等や取引所金融先物取引をし、かつ、その取引について差金等決済をした場合の所得をいいます。

## 1-4 所得から差し引かれる金額(所得控除)

種類	控除を受けられる場合
雑損控除	災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた
医療費控除	1年間に支払った医療費が、一定額以上ある
社会保険料控除	国民健康保険料(税)や国民年金保険料、介護保険料などの支払いがある
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法の共済契約に係る掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に係る掛金の支払いがある
生命保険料控除	生命保険料や個人年金保険料の支払いがある
損害保険料控除	火災保険料や傷害保険料の支払いがある
寄付金控除	国、地方公共団体などに支出した寄付金や特定の政治献金などがある
寡婦・寡夫控除	あなたが寡婦又は寡夫である
勤労学生控除	あなたが勤労学生である
障害者控除	あなたや控除対象配偶者、扶養親族が障害者である
配偶者控除	控除対象配偶者がいる
配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が38万円を超え、76万円未満である
扶養控除	扶養親族がいる
基礎控除	38万円の控除

## 1-5 税金から差し引かれる金額(主なもの)

種類	控除を受けられる場合
配当控除	配当所得がある
住宅借入金等特別控除	家屋を住宅借入金等で新築、購入又は増改築等をした
政党等寄付金特別控除	特定の政治献金のうち政党や政治資金団体に対するものがある
住宅耐震改修特別控除	家屋の耐震改修をした
定率減税額	定率減税前の所得税額の10%と12万5千円のいずれか少ない方の金額
源泉徴収税額	給与や年金などの支払いを受ける際に源泉徴収された所得税額がある

## 1-6 確定申告が必要な方

次のいずれかに当てはまる方は、所得税の確定申告が必要です。

① 給与と所得がある方	<p>次の計算において残額があり、さらに(1)から(6)のいずれかに該当する</p> <p>※ 給与所得者の大部分の方は、年末調整により所得税が精算されるため、申告をする必要はありません。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; width: 30%;">各種の所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む）から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; width: 30%;">課税される所得金額に税率を乗じて、所得税額を求めます。</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; width: 30%;">所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた住宅借入金等特別控除額、定率減税額を差し引きます。</div> </div> <div style="background-color: #fff9c4; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>(1) 給与の収入金額が2,000万円を超える。</p> <p>(2) 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える。</p> <p>(3) 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える。</p> <p>※ 給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄付金控除及び基礎控除を除く）を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。</p> <p>(4) 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から受ける給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払いを受けた。</p> <p>(5) 給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた。</p> <p>(6) 在日の外国公館に勤務する方や、家事使用人の方などで、給与の支払いを受ける際に所得税を源泉徴収されないこととなっている。</p> </div>
② 公的年金等に係る雑所得のみの方	<p>次の計算において残額がある</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; width: 30%;">公的年金等に係る雑所得の金額から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; width: 30%;">課税される所得金額に税率を乗じて、所得税額を求めます。</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; width: 30%;">所得税額から定率減税額を差し引きます。</div> </div>

③ 退職所得がある方	外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある ※ 退職所得については、一般的に、退職金の支払いの際に支払者が所得税を徴収する源泉徴収だけで所得税の課税は済まされます。なお、退職所得以外の所得がある方は、①又は④を参照してください。
④ ①～③以外の方	次の計算において残額がある 各種の所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む）から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。 課税される所得金額に税率を乗じて、所得税額を求めます。 所得税額から、配当控除額と定率減税額を差し引きます。

## 1-7 確定申告をすれば税金が戻る方

次のいずれかに当てはまる方などで、源泉徴収された税金や、予定納税をした税金が納め過ぎになっている方は、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されます。  
なお、給与所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、各種の所得（退職所得を除く）についても申告が必要です。

**還付申告は平成19年2月15日(木)以前でも提出できます** から、なるべく早めの申告をおすすめします。

区分	確定申告をすれば税金が戻る方
① 総合課税の配当所得や原稿料などがある方	年間の所得が一定額以下である場合 ※ 一定額は、所得控除の額や源泉徴収された税金などにより異なります。
② 給与所得者	雑損控除や医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄付金特別控除、住宅耐震改修特別控除などを受けられる場合
③ 所得が公的年金等に係る雑所得のみの方	医療費控除や社会保険料控除などを受けられる場合
④ 年の途中で退職した後就職しなかった方	年末調整を受けていない場合
⑤ 退職所得がある方	次のいずれかに該当する場合 ● 退職所得を含めて申告することにより、源泉徴収された所得税から定率減税を受けることができる ※ 退職所得の源泉徴収票において所得税が源泉徴収されており、かつ、退職所得を含めずに所得税の計算をした場合の定率減税額が12万5千円未満 ● 退職所得の支払いを受けるときに「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったため、20%の税率で源泉徴収がされ、その源泉徴収税額が正規の税額を超えている ◎ 退職所得は次の式で計算します。 (収入金額 - 退職所得控除額) × 0.5 ◎ 退職所得控除額は、次のように計算します。 ● 勤続年数が20年までの場合 40万円 × 勤続年数 (80万円より少ないときは80万円) ● 勤続年数が20年を超える場合 70万円 × 勤続年数 - 600万円 ※ 障害者となったことにより退職した場合は、上記で計算した金額に100万円を加算します。
⑥ 予定納税をしている方	確定申告の必要がなくなった場合

## 1-8 平成18年分の所得税から適用される主な改正事項

作成中

## 1-9 税金の納付が遅れた場合

納税が期限に遅れた場合、あるいは振替納税をご利用の方が残高不足等により振替ができなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。このような場合は、金融機関又は税務署の窓口で、本税と併せて延滞税を納付してください。

平成19年3月15日までに申告し、遅れて納付した場合の延滞税の割合は次のとおりです。

平成19年3月16日から 同年5月15日まで	「年7.3%」と「平成18年11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合
平成18年5月16日以降	「年14.6%」

※ 延滞税の計算等については、税務署(管理担当)におたずねください。

## 1-10 確定申告を行った税額等に誤りがあった場合

次の方法で申告内容を訂正してください。

	申告をした税額等が実際より少なかったとき	申告をした税額等が実際より多かったとき
訂正方法	「修正申告」をして正しい額に訂正する。	原則として確定申告書の提出期限から1年以内に「更正の請求」をして正しい金額への訂正を求める。

もし、誤っている申告額を自発的に訂正されない場合には、税務署長が申告額を更正して正しい額に訂正しますし、また、申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。これらの修正申告又は更正若しくは決定が行われた場合には、加算税が賦課される場合があるほか、延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

## 1-11 売上高が1,000万円超の場合

### 1. 平成18年分の課税売上高が1,000万円超の方

平成18年分の課税売上高が1,000万円を超えている方は、**平成20年分の消費税の課税事業者**に該当します。新たに課税事業者となる方は、「消費税課税事業者届出書」を速やかに所轄の税務署に提出してください。

消費税の納付税額は、原則として、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算します。ただし、平成18年分の課税売上高が5,000万円以下の方は、「簡易課税制度」を選択することにより、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算せずに、課税売上げに係る消費税額から納付税額を計算できます。

平成20年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、平成19年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄の税務署に提出してください。

- ※1 課税売上高とは、消費税の課税対象となる取引の売上高をいいます。ほとんどの取引に係る売上高が課税売上高に該当しますが、土地の売却収入、住宅家賃、社会保険診療報酬など、消費税の非課税取引に係る収入等は除かれます。また、原稿料、印税、講演料、出演料、講師謝金、インターネットによるサイドビジネス収入なども課税売上高に該当します。会社員の方などで、給与以外にこれらの収入が1,000万円を超えている方は、その2年後は課税事業者となるため、消費税の申告と納税が必要です。
- ※2 一般課税の方(簡易課税制度を選択されない方)は、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿と請求書等の両方の保存がないと、仕入れや経費の支払いの際の消費税分を控除することができませんのでご注意ください。
- ※3 簡易課税制度では、課税売上げに対する消費税額に、一定の「みなし仕入率」をかけた金額を仕入れに係る消費税額とみなして、納付税額を計算します。

### 2. 平成16年分の課税売上高が1,000万円超の方

平成16年分の課税売上高が1,000万円を超えている方は、平成18年分消費税の課税事業者に該当します。この場合、**平成19年4月2日(月)まで**に消費税の確定申告と納税を行う必要があります。

消費税の申告や納税の手続きについては、「消費税及び地方消費税の確定申告の手引き」を参照してください。

## 1-12 インターネットを利用される方

国税庁ホームページ〔<http://www.nta.go.jp>〕では、確定申告に関する情報等を提供しています。

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でも作成することができます。

また、申告書、各種計算書、明細書及び説明書等についても国税庁ホームページからダウンロードして使用できます。



## 2. 申告手続きの流れ

### 確定申告に必要な書類を準備する

確定申告の前に、以下の書類等をあらかじめ準備します。

- ・給与所得や公的年金等の源泉徴収票(原本)
- ・私的年金等の場合には支払金額の分かるもの
- ・医療費の領収書、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書、生命保険料の控除証明書、損害保険料の控除証明書、寄付金の領収書 など

### 申告書を準備する

確定申告書は、「A」と「B」の2種類から、申告する内容に合わせて選択します。

この手引きは申告書Bを使用して確定申告する方のためのものです。次の表で、使用する申告書を確認してください。

申告書A	申告する所得が給与所得、雑所得、配当所得、一時所得のみで、予定納税額がない方が使用します。
申告書B	● 所得の種類にかかわらず、どなたも使用できます。 ● 変動所得や臨時所得について平均課税を選択する方は、申告書Bを使用します。

次のいずれかに該当する方は、申告書Bと分離用又は損失用を併用します。

分離用(第三表)	申告分離課税(⇒p.1)の所得がある方
損失用(第四表)	● 所得金額が赤字の方 ● 所得金額から雑損控除額を控除すると赤字になる方 ● 所得金額から繰越損失額(⇒p.25)を控除すると赤字になる方

申告内容に応じて、確定申告書付表と税額計算書など次のものを準備します。

- ・確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の繰越用)
- ・確定申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)
- ・譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)
- ・家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書
- ・平成\_\_年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書(付表)組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書
- ・給与所得者の特定支出に関する明細書
- ・損益の通算の計算書
- ・変動所得・臨時所得の平均課税の計算書
- ・特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書
- ・住宅借入金等特別控除額の計算明細書
- ・政党等寄付金特別控除額の計算明細書
- ・住宅耐震改修特別控除額の計算明細書
- ・外国税額控除に関する明細書
- ・居住形態等に関する確認書
- ・所得の内訳書
- ・財産及び債務の明細書
- ・医療費の明細書 など

### 申告書を作成する(p.7)

申告書を作成します。

この手引きの解説に沿って、申告書を記入します。

※ この手引きの各項目の中には、説明文に併せて計算欄を設けているものがありますので、各計算欄において計算します。

**step.1** ▶ 住所、氏名などを記入する (⇒p.9)

**step.2** ▶ 収入金額等、▶ 所得金額を計算する (⇒p.10)

「収入金額」から「収入から差し引かれる金額」を差し引いて、「所得金額」を計算します。

**step.3** ▶ 所得から差し引かれる金額(所得控除)を計算する(⇒p.15)

書類の準備から申告・納税までの流れを説明します。



国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書を作成できます。是非ご利用ください。

#### ◆ 申告書の入手方法

申告書は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)からダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

この「確定申告の手引き(確定申告書B)」のほかに、次の説明書などを用意しています。必要に応じてご覧ください。

- 確定申告の手引き(確定申告書A)
- 確定申告の手引き(損失申告用)
- 譲渡所得の申告のしかた
- 株式などの譲渡所得等の申告のしかた
- 山林所得の申告のしかた

また、左記の各種明細書や計算書の書き方などの説明書も用意しています。

- 住宅借入金等特別控除を受けられる方へ
- 政党等寄付金特別控除を受けられる方へ

#### ◆ 付表・計算書等の入手方法

確定申告書付表、税額計算書及び各種説明書は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)からダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

この手引きの巻末に、下書き用の申告書を掲載していますので、申告書に記入する前に利用すると便利です。

## 申告書を作成する (p.7)

## 提出する書類を確認する (p.28)

## 申告書を提出する

## 納税する 又は 還付を受ける

### step.4 ▶税金の計算をする (→p.22)

「課税される所得金額」に税率を乗じて、「所得税額」を計算し、「所得税額」から「税金から差し引かれる金額」を差し引いて、「申告納税額」を計算します。

### step.5 ▶その他、▶延納の届出、▶還付される税金の受取場所を記入する (→p.25)

申告書第一表を完成させます。

### step.6 ▶住民税、▶事業税に関する事項を記入する (→p.26)

申告書第二表を完成させます。

申告書のほか、申告する内容により源泉徴収票などを申告書に添付等する必要があります。

平成18年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付期間(確定申告期間)は、

**平成19年2月16日(金)から  
同年3月15日(木)まで**です。

申告書の提出方法は次のとおりです。

- ① 郵便又は信書便により、住所地等の所轄の税務署に送付する。
- ② 住所地等の所轄税務署の受付に持参する。
  - 申告書は、税務署の時間外収受箱への投函により、提出することもできます。
  - 還付申告の方は、平成19年2月15日(木)以前でも申告書を提出することができます。
- ③ e-taxで申告する。

### 納税する方

- ① 振替納税を利用する  
平成18年分の所得税の確定申告分(第3期分)の振替日は、**平成19年4月××日(×)**です。  
確実に振替納付できるように、預貯金残高をご確認ください。  
※ 金融機関では、預貯金口座から税金を振替納付したうえ、領収証書をお送りします。
- ② 窓口で納付する  
平成18年分の所得税の確定申告分(第3期分)の納期限は、**平成19年3月15日(木)**です。  
現金に納付書を添えて、金融機関又は所轄の税務署の納税窓口で納付してください。
- ③ e-taxで納付する。

### 税金の延納

第3期分の税額(申告書第一表②欄)の2分の1以上を平成19年3月15日(木)までに納付すれば(振替納税利用の場合は、振替日に振替納付することで)、残りの額を同年5月31日(木)まで延納することができます。延納を希望される場合には、申告書第一表⑦・⑧欄に必要な事項を記入します。  
なお、延納期間中は、年「7.3%」と「平成18年11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合で利子税がかかります。  
※ 平成18年10月1日の公定歩合は●%です。平成18年11月30日までに公定歩合に変更がない場合、延納期間中の利子税の割合は、●%となります。

### 還付を受ける方

- ① 振込みで還付を受ける  
あなたが指定した金融機関の口座に還付金が振り込まれます。
- ② 郵便局の窓口で還付を受ける  
税務署から送付された送金通知書を、あなたが指定した郵便局に持参して、還付金を受け取ります。  
※ 還付金の受け取りには口座振込が便利です。ぜひご利用ください。

税務署の閉庁日(土・日曜日・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりませんので、ご注意ください。  
ただし、一部の税務署では、**2月××日と××日**に限り日曜日でも、確定申告の相談及び申告書の受付を行います。詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)で確認されるか、最寄りの税務署におたずねください。

郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印を提出日とみなします。通信日付印が申告期限内となるよう、お早めに送付してください。



### ◆ 振替納税

振替納税は、金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされる便利な制度です。振替納税のお申込みは29ページの「振替納税の新規(変更)申込み」をご利用ください。  
なお、振替納税は申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。

※ 転居等により所轄税務署が変わった場合や、既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、変更の手続きが必要です。

### ◆ 納付書

窓口で所得税を納付する場合は、納付書が必要です。納付書をお持ちでない方は、金融機関又は税務署に用意してある納付書を使用してください。納付書の記入方法は、納付書の裏面を参照してください。また、納付書の「税務署」欄に、申告書を提出した税務署名を必ず記入してください。

申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等によるお知らせはありません。

# 3. 申告書の書き方

計算欄を使用して、申告書を作成しましょう。



## 3-1 申告書の記載例

**第一表**

税務署長 平成 18 年分の所得税の確定申告書B FA0022

住所: 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号  
フリガナ: コクセイ タロウ

氏名: 国税 太郎  
性別: 男 職業: 小売業 国税商店 世帯主の氏名: 国税太郎 世帯主との続柄: 本人

生年月日: 3 32 08 01 電話番号: XXX-XXX-XXXX

収入金額等 (単位は円)

事業等	40572600
不動産	1600000
利子	
配当	800000
給与	1920500
雑	1500000
合計	8070400

所得金額

事業等	5367200
不動産	1279200
利子	
配当	800000
給与	1164000
雑	1300000
合計	8070400

所得から差し引かれる金額

雑損控除	2300000
医療費控除	1140000
社会保険料控除	1086360
小規模企業共済等掛金控除	1800000
生命保険料控除	500000
損害保険料控除	300000
寄付金控除	2600000
寡婦・寡夫控除	000000
勤労学生・障害者控除	4000000
配偶者控除	3800000
配偶者特別控除	000000
扶養控除	1690000
基礎控除	3800000
合計	4770760

税の計算

課税される所得金額	3299000
上の②に対する税額	329900
税配当控除	80000
住宅借入金等特別控除	
政党等寄付金特別控除	
住宅耐震改修特別控除	
差引所得税額	321900
災害減免額、外国税額控除	
再差引所得税額	321900
定率減税額	32190
源泉徴収税額	151400
申告納税額	138300
予定納税額	102000
第3期分納める税金の税額	36300
還付される税金	

その他の項目

配偶者の合計所得金額	
専従者給与(控除)額の合計額	500000
青色申告特別控除額	
雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額	150000
未納付の源泉徴収税額	
本年分で差し引く雑損控除額	
平均課税対象金額	
申告期限までに納付する金額	18300
延納届出額	18000
申告前税額の増加額	
申告前税額の増加額	

還付される税金の所

整理欄

- ※1 元号に対応する数字を記入します(明治:1、大正:2、昭和:3、平成:4)。
- ※2 税務署から申告書用紙が送付されている方で、翌年以降申告書用紙の送付が必要ない方は○を記入します。
- ※3 黒字の場合…100円未満の端数を切り捨てた金額を記入(黒字の金額が100円未満の場合は「0」)  
赤字の場合…金額の頭に「△」または「-」と付けてそのままの金額を記入
- ※4 同じ種類の所得が多くあるため、この欄に書ききれない場合は、「所得の内訳書」(➡p.5)をご利用ください。

- 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- 申告書は、黒又は青のインクのボールペンで、強く記入します。  
※この手引きでは、記入した部分を便宜上青色で印刷しています。
- 申告書の該当する箇所は必ず記入します。
- 3枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。
- この手引きの各項目における記載例は、原則としてこの記載例を使用しています。